

平成24年12月20日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 山口洋子
平成24年(附)第5959号 損害賠償請求控訴事件（甲事件）
平成24年(附)第5960号 損害賠償請求控訴事件（乙事件）
(原審 東京地方裁判所平成23年(附)第31926号)
(口頭弁論終結の日 平成24年11月22日)

判 決

甲事件及び乙事件控訴人

(以下「控訴人」という。)

訴訟代理人弁護士	荒	井	哲	朗
同	山	口	貴	士
同	島		幸	明
同	浅	井	淳	子
同	太	田	賢	志
同	佐	藤	顕	子
同	五	反	章	裕

東京都

甲事件及び乙事件被控訴人

株式会社エスペイ

(以下「被控訴人エスペイ」という。)

代表者代表取締役 大 山

東京都

甲事件及び乙事件被控訴人

大 山

(以下「被控訴人大山」という。)

東京都

甲事件及び乙事件被控訴人

1 2 1 B A N K 株式会社

(以下「被控訴人121BANK」という。)

代表者代表取締役

渡 邊

東京都

甲事件及び乙事件被控訴人

渡 邊

(以下「被控訴人渡邊」という。)

主 文

- 1 甲事件の原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帶して92万4200円及びこれに対する平成23年10月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 乙事件の原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 4 被控訴人らは、控訴人に対し、連帶して6万2000円及びこれに対する平成23年10月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は、甲事件及び乙事件を通じて、第1、2審ともすべて被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 甲事件

主文第1項及び第2項と同旨。

2 乙事件

主文第3項及び第4項と同旨。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人大山の勧誘に応じて、同人に指定された被控訴人 121 BANK 名義の口座に FX 取引（外国為替証拠金取引）の証拠金の名目で 430 万 6000 円を振込入金した控訴人が、実際には予定されていなかった FX 取引によって運用利益を得ることができるなどと控訴人を誤信させるような虚偽の事実を告げた被控訴人大山の勧誘により、振込金相当額の損害を被ったとして、被控訴人大山に対しては民法 709 条、会社法 429 条 1 項に基づき、同人が代表者である被控訴人エスペイに対しては会社法 350 条、民法 709 条に基づき、上記振込口座を提供した被控訴人 121 BANK に対しては民法 719 条 1 項、709 条、会社法 350 条に基づき、その代表者である被控訴人渡邊に対しては民法 719 条 1 項、2 項、709 条、会社法 429 条 1 項に基づき、損害賠償金 473 万 6000 円（上記振込金相当額 430 万 6000 円と弁護士費用 43 万円の合計）及びこれに対する訴状送達の日の翌日（被控訴人渡邊は平成 23 年 10 月 6 日、被控訴人 121 BANK は同月 13 日、被控訴人エスペイ及び被控訴人大山は同月 23 日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を連帶して支払うよう求めた事案である。
- 2 原審は、被控訴人大山が、被控訴人エスペイと 121 証券株式会社（以下「121 証券」という。）との関係について控訴人に虚偽の説明をしており、仮にそうではなかったとしても、121 証券は運用資金を流用しており、その運用結果について疑問を抱くべきであったにもかかわらず、安易に控訴人を勧誘したことが説明義務違反に当たるとして、被控訴人大山及び被控訴人エスペイの損害賠償責任を認めるとともに、被控訴人 121 BANK は 121 証券と形成したファンドの資金名目の入金口座を提供していたとして、被控訴人 121 BANK とその代表者である被控訴人渡邊の損害賠償責任も認めて、さらに、被控訴人らはいずれも上記ファンドに係る取引に關係していたから、民法 719 条 1 項所定の共同不法行為責任があるとした上で、控訴人はかなりの投資経験があり、投資判断についての過失があったとして、損害額を 2 割の限度で過

失相殺して、控訴人の本訴請求のうち、振込金に係る損害賠償金338万1800円及びこれに対する平成23年10月23日（被控訴人大山及び被控訴人エスペイについての訴状送達の日の翌日）から支払済みまでの遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容する（甲事件）とともに、弁護士費用に係る損害賠償金36万8000円及びこれに対する平成23年10月23日から支払済みまでの遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容した（乙事件・追加判決）。

これに対し、控訴人が、過失相殺を認めた原審の認定判断には不服があるとして控訴し、甲事件及び乙事件における控訴人の各敗訴部分を取り消して、原審が棄却した部分に係る控訴人の本訴請求を主文第2項及び第4項記載のとおり認容することを求めた。

3 本件における争点及び争点に対する当事者の主張は、次項において、「当審における控訴人の補充主張」を付加するほかは、甲事件判決の「事実及び理由」中の第3の1及び2に記載するとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人の補充主張

被控訴人大山は、控訴人に対して、「世界的な金融グループであるマンフィナンシャルグループにおいて元金と運用益の全額を保全する。」というような投資リスクを判断するにおいて決定的な重要性を有する事項に関する虚偽の説明をした。また、控訴人が投資名目で振り込んだ資金は、実際には全く運用に充てられておらず、被控訴人らの行為の違法性は極めて大きいから、本件において過失相殺をする余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件における控訴人の損害額の算定に当たって、控訴人の過失を斟酌するのは相当ではないと判断する。その理由は次のとおりである。

原判決（6頁23行目以下）が説示するとおり、控訴人は、被控訴人大山から「I21証券（本社香港）に対して口座開設を申請します。」「毎日少しづつですが、今のところ負け無しで、利益を重ねています」、「香港では、法律

で、証券会社の場合、分別管理が義務づけられています。」などとの説明を受けてFX取引を勧誘され、香港に本店がある121証券で運用されるものと信じて、平成22年4月2日から同年9月9日までの間に、取引の証拠金として合計430万6000円を被控訴人大山に指定された被控訴人121BANK名義の口座に振り込んだのであるが、実際には、この振込金が控訴人のために運用された事実ではなく、他の事業に流用されていたのであって、被控訴人大山は、資産運用の状況等を適切に確認することによりその実態がないことを認識できたにもかかわらず、これを怠り（原審における被控訴人大山本人）、控訴人を取引に勧誘したことに照らすと、被控訴人大山及び被控訴人エスペイには原判決が指摘する損害賠償責任が認められるというべきである。また、被控訴人121BANKは、控訴人が運用資金に充てられるものと誤信して振り込んだ金員が実際には控訴人のために運用されることなく、他の事業に流用されることを認識することができたにもかかわらず、上記の振込口座を提供したことによると、同様に原判決が指摘する損害賠償責任が認められるとともに、その代表者である被控訴人渡邊についても損害賠償責任が認められると解するのが相当である。

他方、原判決（12頁6行目以下）が説示するような投資経験を控訴人が有していたとしても、本件において、控訴人は、振込に係る金員がFX取引の資金として運用に充てられるものと誤信して入金したのであり、この振込金が実際に運用された結果、控訴人が損失を被ったというのであれば、控訴人の投資判断の適否を損害の公平な分担の見地から斟酌する余地もあるものの、そのような運用の実態そのものが存在しなかったのである（むしろ、当初から、121証券ないし121INT（原判決3頁4行目参照）における運用が予定されておらず、関係者は他の事業に流用する意図であったものと強く推認されるとるべきである。）。

上記のような被控訴人らの損害賠償責任が肯定される根拠等と、控訴人の関

との内容程度等を総合的に比較衡量すると、控訴人の投資判断に過失があったとして損害を減額するのは、当事者間の損害の公平な分担に適うものとはいえない、他に損害の公平な分担という観点から斟酌すべき事由も特に認められない本件においては、控訴人の損害額の算定に当たって過失相殺をすることは相当ではないというべきである。

2 以上のとおり、被控訴人らは共同不法行為者として控訴人に対する損害賠償責任を連帶して負担する（控訴人は、被控訴人大山が指定した被控訴人 121 BANK 名義の口座への入金により損害を被ったのであるから、被控訴人らは、民法 719 条 1 項により、控訴人に生じた損害の全額について共同して賠償責任を負担すると解するのが相当である。）ものであるところ、控訴人が被控訴人大山に指定された口座に入金した合計 430 万 6000 円の振込金相当額が控訴人の損害となることは明らかであるが、この損害額に加えて、本件に顧れた一切の事情を考慮すると、本件に要した控訴人の弁護士費用のうち 43 万円は被控訴人らの不法行為と相当因果関係のある控訴人の損害と認めるのが相当である。

第 4 結論

以上によれば、控訴人の本訴請求には理由があり、これをすべて認容すべきところ、これと異なりその一部を棄却した原判決は相当ではないから、控訴人の本件控訴には理由があり、甲事件及び乙事件の原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消して、この取消しに係る部分の控訴人の本訴請求を本件控訴の限度で認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 16 民事部

裁判長裁判官 奥 田 隆 文

裁判官 渡 邊 弘

裁判官 齊 藤 顯

これは正本である。

平成24年12月20日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 山口洋